

山 口 県
学校における働き方改革加速化プラン
(案)

平成30年（2018年）3月

山口県教育委員会

－ 目 次 －

I	プラン策定に当たって	．．．．．	P 1
II	長時間勤務の現状等	．．．．．	P 2
III	目標・期間	．．．．．	P 4
IV	取組の推進体制	．．．．．	P 5
V	取組の柱	．．．．．	P 6
VI	具体的な取組内容	．．．．．	P 7
VII	県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用	．．	P 20
VIII	進行管理	．．．．．	P 20

I プラン策定に当たって

急激な技術革新やグローバル化の進展など、変化の激しい社会の中で、次代を担う子どもたちがたくましく生き抜いていくためには、主体的に学び続ける力を育成することが重要であり、学校においては、確かな学力や豊かな心の育成に向けた取組の充実が求められています。

また、新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善などによる教育活動の質の向上や、道徳教育や外国語教育の充実などが掲げられており、学校はこのような教育の充実・改善に努めていかなければなりません。さらには、いじめの問題の複雑化・深刻化、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加、保護者等からの要望への対応など、学校が抱える課題は複雑化・多様化しています。

こうした中、県教育委員会では、教員が本来担うべき業務に専念することができるよう、これまでも業務改善に向けた取組の推進をはじめ、コミュニティ・スクールの推進による学校支援の充実、学校事務職員の学校運営への参画による学校の総合力の向上などに取り組んできました。

これらの取組により、一定の成果は得られたものの、今なお、学校では厳しい勤務の実態があることや、文部科学省において平成29年12月に、「学校における働き方改革に関する緊急対策」がとりまとめられたことを踏まえ、これまでの取組をさらに加速化させる必要があります。

このため、県教育委員会では、持続可能な学校の指導・運営体制の構築や、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、このたび、学校の多忙化解消に向けた業務改善や教育現場への重点的な支援をとりまとめた「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」を策定しました。

市町教育委員会や学校現場の教職員、その他関係機関の皆様、さらには地域や保護者の皆様方におかれては、本プランの趣旨を御理解いただき、共に取組を進めていただきますようお願いいたします。

II 長時間勤務の現状等

1 長時間勤務の現状（県教委調査）

○ 時間外業務時間 1 月当たり 100 時間以上の人数（平成 28 年度）

	小学校		中学校		県立学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
100 時間以上	18	0.4	262	9.8	327	9.2

○ 時間外業務時間 1 か月当たり 45 時間以上、80 時間以上、100 時間以上の人数 (平成 29 年 4 月～7 月)

区分	小学校		中学校		県立学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
100 時間以上	46	1.1	383	15.0	419	11.7
80 時間以上	391	9.2	753	29.5	663	18.5
45 時間以上	2,250	52.9	1,664	65.2	1,426	39.8

※45 時間以上、80 時間以上の人数は平成 29 年度から調査開始

○ 教員一人当たり 1 か月平均時間外業務時間（平成 28 年度）

	小学校	中学校	県立学校
平均時間外	40.8 時間	56.7 時間	43.6 時間

2 現場ニーズ等の把握（平成 29 年度アンケート調査・意見交換会より）

○ 業務に関すること

- ・様々な調査・統計や報告書の作成・提出に関する精選・簡素化
- ・校内組織の役割分担の工夫・改善や、校務の精選・見直しに向けた意識改革
- ・生徒情報をデータ化し、共有するシステムの構築

○ 勤務体制に関すること

- ・教材研究や分掌業務に集中できる環境の整備
- ・定時退校のルール化や、休暇取得促進のための閉庁日設定

○ 外部人材の活用に関すること

- ・プリント印刷の補助や地域連携活動の準備、部活動指導への協力など、外部人材の支援や協力

※アンケート調査（調査対象人数等）

- ・県立：31 校、120 人（教諭 100 人、養護教諭 10 人、事務職員 10 人）
- ・市町立：95 校（小学校 47 校、中学校 48 校）、小・中各 120 人（内訳同上）

※意見交換会（実施状況）

- ・学校現場教職員（1 高校、2 中学校）：計 30 人
- ・小学校校長：計 13 人
- ・県教委事務局職員：計 16 人

3 これまでの本県の主な取組

○ 体制の整備

- ・平成25年度 市町教育委員会や校長会等と連携した「業務改善対策会議」を設置
- ・平成29年度 庁内に「業務改善プロジェクトチーム」を設置
併せて、「業務改善対策会議」を「学校における働き方改革推進会議」に改め、取組を加速化

○ 主な取組

- ・各種会議や諸調査の精選・簡素化（平成18年度～）
- ・校務支援ツールの開発・活用促進（平成25年度～）
- ・業務改善取組リストを活用した点検・評価（平成28年度～）
- ・部活動における休養日等の基準設定（平成29年3月通知）
- ・業務改善目標「平成29年度からの3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減」の設定及び各学校の取組推進（平成29年3月通知）
- ・「学校現場における業務改善加速事業(国事業)」による実践研究（平成29年6月～）

モデル地域における部活動指導員(宇部市)、業務アシスタント(美祢市)の 活用に係る実践研究
--

4 国の動向（平成29年度）

4月28日	「教員勤務実態調査(平成28年度)」の公表（文科省）
6月22日	新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（諮問、文科省）
8月29日	学校における働き方改革に関する緊急提言（中教審）
12月12日	新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について (中間まとめ、中教審)
12月26日	学校における働き方改革に関する緊急対策（文科省）
2月9日	学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知、文科省）

III 目標・期間

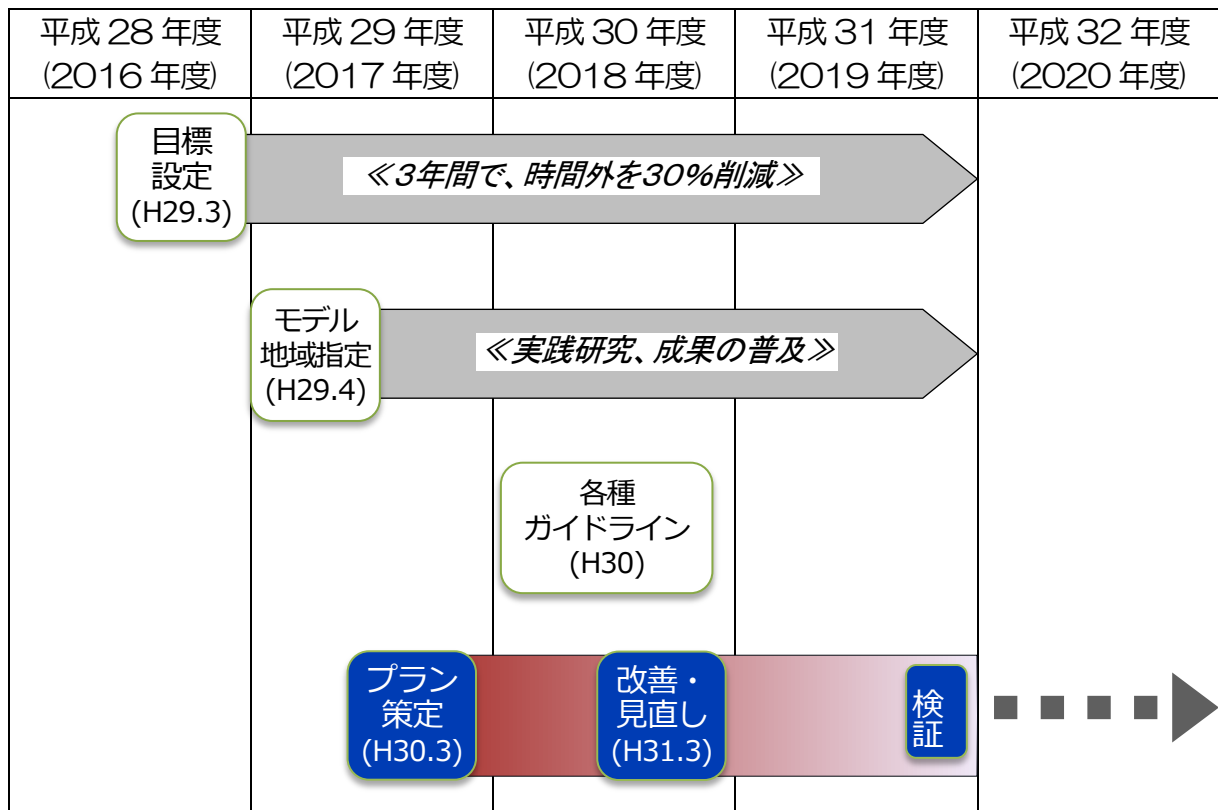
- 平成29年3月に定めた業務改善目標を、本プランにおいても当面の目標として位置付けます。

平成29年度からの3年間で、教員の時間外業務時間を30%削減
 ※平成31年度の教員の時間外業務時間を、平成28年度比30%減とする。

- 本プランの期間は、当面、目標の期限である平成32年(2020年)3月までとします。ただし、以下の視点を踏まえた改善・見直しを平成31年(2019年)3月に行います。

[プラン改善・見直しの視点]

- ・時間外業務時間の状況
- ・具体的な取組の検証
- ・モデル地域における成果の普及・活用の状況
- ・国が策定する各種ガイドライン 等



IV 取組の推進体制

学校における働き方改革推進室

- [構成] 県教育次長(室長)、教育政策課長(室次長)、関係課長・班長等(室員)
- [役割] 改革に係る施策等の企画及び総合調整、進行管理 等

「業務改善プロジェクトチーム」を発展改組の上、県教育委員会に「学校における働き方改革推進室」を設置して、改革に係る施策等の企画、総合調整及び必要に応じたプランの改善・見直しを行うなど、適切な進行管理に努めます。

学校における働き方改革推進会議

- [構成] 県教育次長、各課副課長、市町教育委員会、小・中・高等学校各校長会等
- [役割] 全県的な取組の加速化、情報共有、取組の検証 等
- [体制] 会議に「業務改善検討部会」「ICT活用検討部会」「業務改善推進部会」を設置

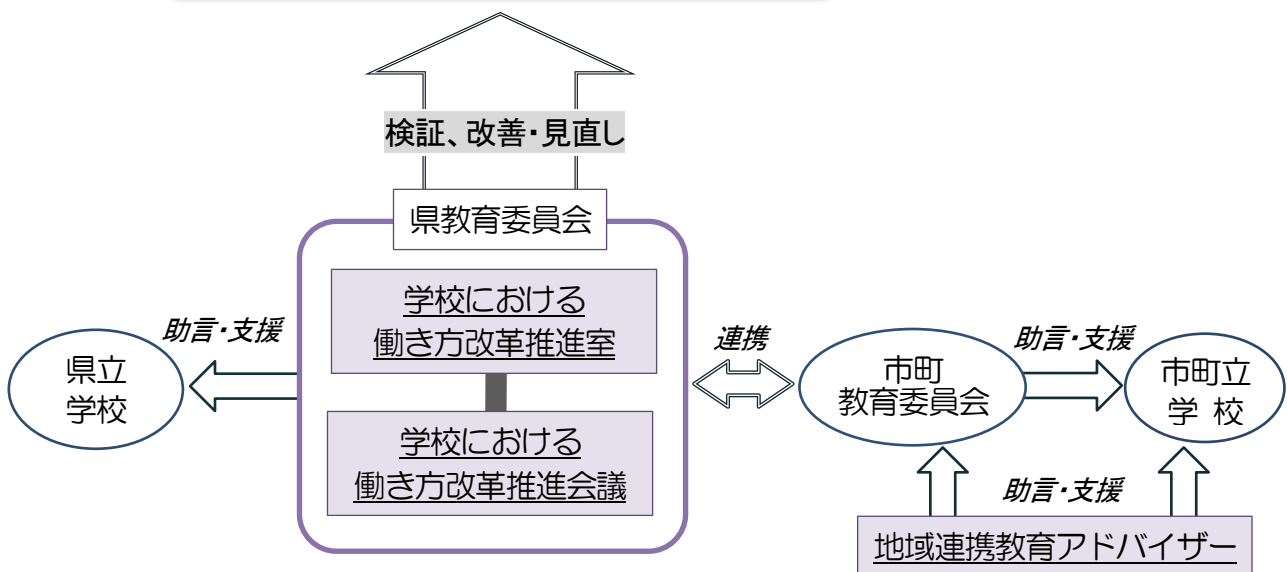
県教育委員会は、「学校における働き方改革推進会議」において市町教育委員会や校長会等と連携しながら、プランに基づく各種取組を積極的に展開します。

地域連携教育アドバイザーの活用

- [配置] 地域連携教育アドバイザーを市町教育委員会に配置(地域教育力日本一推進事業)
- [役割] 学校運営、学校支援等の充実に向けた助言・支援

各市町教育委員会に配置する「地域連携教育アドバイザー」を活用し、保護者・地域との連携による学校における働き方改革を推進します。

学校における働き方改革の加速化



V 取組の柱

持続可能な学校の指導・運営体制の構築及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、「業務の見直し・効率化」「勤務体制等の改善」「学校支援人材の活用」の3つの柱と、それを具体化した13の取組を設定し、学校における働き方改革の加速化を図ります。

3 つ の 柱 ・ 13 の 取 組

柱1. 業務の見直し・効率化

学校現場における業務量の適正化を図るとともに、県立高等学校等への統合型校務支援システムの導入や小・中学校向け校務支援ツールの改修等により、学校における業務のさらなる効率化を図ります。

- ① 事業・校務等の総点検と精選
- ② 統合型校務支援システムの導入
- ③ 校務支援ツールの改修・活用促進
- ④ 学校・教師が担う業務の在り方の整理

柱2. 勤務体制等の改善

改革推進の前提となる勤務時間の適切な把握に取り組むとともに、柔軟な勤務体制の整備や業務・活動時間のルール化等、勤務体制等の改善を図ります。

- ⑤ 勤務時間管理の適正化
- ⑥ 意識改革を図る研修の充実
- ⑦ 部活動の在り方の整理
- ⑧ 留守番電話の導入
- ⑨ メリハリのある働き方のルール化

柱3. 学校支援人材の活用

「チームとしての学校」の実現に向け、校務や地域連携活動、部活動等を支援する外部人材のさらなる活用を図ります。

- ⑩ 学校業務支援員の配置
- ⑪ 地域連携活動支援員の配置
- ⑫ 部活動指導員の配置
- ⑬ 地域連携教育アドバイザーの活用

VI 具体的な取組内容

柱1. 業務の見直し・効率化

① 事業・校務等の総点検と精選

県教育委員会では、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、平成18年度から各種会議や諸調査の精選・簡素化に取り組んできましたが、今後、その一層の推進を図ります。

[具体的取組]

ア 各種会議・諸調査の精選・簡素化

県教育委員会各課・室ごとの精選・簡素化にとどまらず、例えば「各課・室が開催する会議の一体的な開催」や「各課・室による類似の調査や重複項目の洗い出し、整理・統合」など、精選・簡素化の一層の推進を図ります。

イ 各種事業等の精選・簡素化

各種会議・諸調査の精選・簡素化に加え、県教育委員会における各種事業の総点検に取り組み、事業等の精選・簡素化を着実に進めていきます。

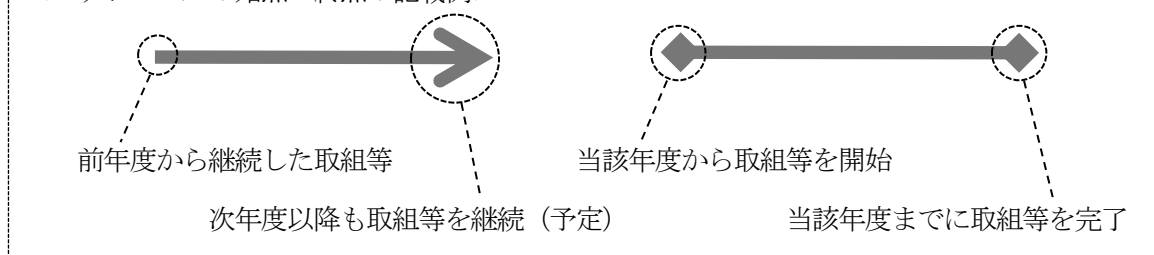
ウ 教育関係団体等への協力依頼

学校に対しては、教育委員会からだけでなく、教育関係団体等からも多くの調査や参加・協力の依頼がなされており、これらの精選・簡素化について、協力依頼を行います。

《スケジュール》

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ア 各種会議・諸調査の精選・簡素化		
毎年実施		→
イ 各種事業等の精選・簡素化		
毎年実施		→
ウ 教育関係団体等への協力依頼		
← 依頼		→

<スケジュールの始点・終点の記載例>



柱1. 業務の見直し・効率化

② 統合型校務支援システムの導入

現在、総合学科や単位制高校のうちの8校に個別の校務支援システムを導入していますが、今後、共通の統合型校務支援システム（以下「システム」）を全ての県立高等学校・中等教育学校へ順次導入し、出欠管理や成績処理等の校務の効率化を進めていきます。

※統合型校務支援システム：生徒の基本情報、成績処理、出欠管理、保健関係情報など、統合して管理・処理する機能を有しているシステム。

[具体的取組]

ア システム導入に向けた体制構築

県教育委員会は、平成30年度に「システム導入推進部会（仮称）」を設置し、システム内容やモデル校（8校）の決定、平成35年度までの詳細な整備計画の策定等により、システムの円滑かつ効率的な運用に向けた体制を構築します。

イ システムの整備・運用

モデル校については、平成30年度にシステムの整備及び操作に係る研修会を開催して、平成31年度から運用を開始します。モデル校以外の学校については、整備計画に基づき整備を進めるとともに、先行導入したモデル校の状況を踏まえ、整備・運用を進めていきます。

《導入・運用スケジュール（予定）》

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
ア システム導入に向けた体制構築 					
イ システムの整備・運用 <モデル校> 					
<モデル校以外：H31以降に順次、整備(1年目)・運用(2年目～)> 					

柱1. 業務の見直し・効率化

③ 校務支援ツールの改修・活用促進

校務支援ツールは、平成25年度にやまぐち総合教育支援センターが開発し、平成29年度は約110校の小・中学校において活用されています。新学習指導要領の本格実施を控え、新たな評価の観点等に対応した内容に改修を行い、その活用の促進により、校務の効率化を進めていきます。

※校務支援ツール：小・中学校における通知票や指導要録の作成を支援するためのツール。

[具体的取組]

ア 校務支援ツールの改修

平成30年度中に、新学習指導要領に対応した内容に改修します。

イ 校務支援ツールの活用促進

改修後、市町教育委員会担当者等を対象とした操作に係る研修会を開催し、さらなる活用の促進を図ります。

《スケジュール》

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ア 校務支援ツールの改修		
イ 校務支援ツールの活用促進		
操作方法等の研修会開催		
研修を終了した学校から順次導入		

柱1. 業務の見直し・効率化

④ 学校・教師が担う業務の在り方の整理

中央教育審議会の「学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)」において整理された「学校・教師が担う業務の明確化・適正化」の考え方や、今後の中央教育審議会の最終答申、それに対する国の対応等を踏まえ、学校・教師が担う業務について、保護者・地域や関係機関・団体等との役割分担について検討を行います。

[具体的取組]

ア 学校・教師が担う業務の役割分担等の検討

下記①～⑭の業務について、「学校における働き方改革推進会議」において、地域・保護者、関係機関・団体等との連携の在り方を含め、各業務の役割分担・適正化等の検討を行います。

※ 参考資料

「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」(中教審・H29.12)

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

イ 新たな役割分担等に沿った業務の推進

検討の結果、地域・保護者、関係機関・団体等との連携が必要であると判断された業務については、新たな役割分担に基づいた業務の推進に向け、対応可能なものから地域・保護者等との連携・協力体制の構築を図っていきます。

教師の業務と判断されたものについても、その負担軽減について必要な取組を推進します。

《スケジュール》

平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度～ (2020 年度～)
ア 学校・教師が担う業務の役割分担等の検討 		

柱2. 勤務体制等の改善

⑤ 勤務時間管理の適正化

現在、県立学校では、教員の自己申告により出退勤時刻を把握しています。今後、学校における働き方改革の加速化を進めていく上で、勤務時間の適正な把握は、取組推進の根本となることから、ICカード等を整備して、勤務時間を客観的に把握していきます。

[具体的取組]

ア ICカード等の整備・活用

県立学校には、平成30年度中に、ICカード等の整備を順次行います。なお、ICカードによる時間管理集計については、やまぐち総合教育支援センターにおいて開発した「勤務時間管理集計ファイル」を配付します。

イ 市町教育委員会への働きかけ

ICカードやタイムカード等による客観的な勤務時間管理が導入されていない市町に対しては、県立学校の導入・活用等の情報を伝え、早期の導入を働きかけていきます。

《スケジュール》

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ア ICカード等の整備・活用		
◆————◆ 整備		
◆————→ 整備後活用開始		
イ 市町教育委員会への働きかけ		
◆————◆ 未導入市町への情報提供等		

柱2. 勤務体制等の改善

⑥ 意識改革を図る研修の充実

学校における働き方改革を進めるためには、業務の見直し等と併せて、教職員自身の働き方も勤務時間を意識したものに変わっていく必要があります。今後は、教職員の「働き方」についての意識改革を進めていくため、市町教育委員会ややまぐち総合教育支援センターとより一層の連携を図り、研修の充実に取り組みます。

[具体的取組]

ア 学校における働き方改革に係る研修の充実

教職員一人ひとりが働き方を変えていく意識を強くもつことが重要なため、「チームとしての学校」の実現、タイムマネジメントの意識化、ワーク・ライフ・バランスの推進等についての研修会を開催します。研修を受講した管理職や中堅教職員等が、各学校の中心となって働き方改革を推進します。

イ やまぐち総合教育支援センター研修の充実

やまぐち総合教育支援センターが開催する、基本研修、専門研修、支援研修に「学校における働き方改革」の内容・視点を盛り込み、勤務時間を意識した働き方を推進します。

《スケジュール》

平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
ア 学校における働き方改革に係る研修会の充実		
管理職、中堅教職員等を対象とした研修会の開催		
研修受講者は、各学校における働き方改革を推進		
イ やまぐち総合教育支援センター研修の充実		
基本研修、専門研修、支援研修の充実		

柱2. 勤務体制等の改善

⑦ 部活動の在り方の整理

県教育委員会では、平成29年3月に、県立学校及び市町教育委員会に対し、週1日以上
の休養日の設定等、部活動の適切な運営の基準を示し、その取組を進めてきました。今後は、国
が策定するガイドラインを踏まえ、適切な休養日や活動時間の設定等を盛り込んだ活動方針を
策定するなど、適切な部活動運営のための体制整備に取り組み、部活動に係る教員の負担軽減
を着実に推進します。

[具体的取組]

ア 部活動の休養日等を定めた活動方針の策定

国のガイドラインに則り、本県の実情に応じた適切な部活動の休養日及び活動時間等の
基準を定めた「部活動の在り方に係る方針（仮称）」を策定します。

イ 適切な部活動運営のための体制整備

市町教育委員会や学校に対し、県の方針を踏まえ、休養日や活動時間の設定等を明記し
た部活動の活動方針の策定を促します。

また、教員の負担軽減の観点から、部活動指導員を計画的に配置するなど、部活動の運
営体制の一層の充実を図ります。

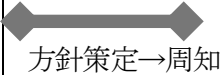
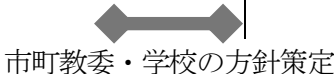
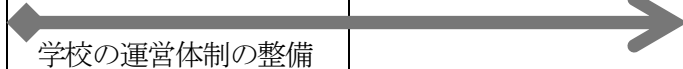

※ 部活動指導員の配置については「柱3. ⑫」で説明

ウ 外部団体等と連携した取組の推進

学校体育団体等と連携し、生徒や部顧問に過度な負担とならないよう、大会等の統廃合
等を主催者に要請していきます。

また、運動部活動については、スポーツ競技の国内統括団体が作成した指導手引（競技
レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例など）の積極的活用により、合理的でか
つ効率的・効果的な活動に向けた取組の一層の推進を図ります。

《スケジュール》

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ア 部活動の休養日等を定めた活動方針の策定 		
イ 適切な部活動運営のための体制整備 		
		
ウ 外部団体等と連携した取組の推進 		

柱2. 勤務体制等の改善

⑧ 留守番電話の導入

現在多くの学校では、平日の勤務時間外や土曜日・日曜日においても、保護者や外部からの電話による問い合わせに対応しているという現状があります。緊急時を除き、時間外の電話対応の負担をなくすため、平成30年度中に、県立学校では時間外の留守番電話対応を始めます。また、緊急時の連絡手段確保のため、県立学校へ緊急用携帯電話を整備します。

[具体的取組]

ア 時間外の留守番電話対応

留守番電話機能の付いた電話器の整備を行い、準備のできた学校から留守番電話を導入します。留守番電話による対応は、各学校の実態に応じて勤務時間外に設定します。

イ 緊急用携帯電話の整備

緊急時の連絡に支障がないよう、県立学校に緊急対応用の携帯電話を整備します。

ウ 市町教育委員会への情報提供

留守番電話が導入されていない市町に対しては、県立学校の導入・運用等の情報を提供します。

《スケジュール》

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ア 時間外の留守番電話対応		
イ 緊急用携帯電話の整備		
整備		
保護者等への周知		
運用		
ウ 市町教育委員会への情報提供		

柱2. 勤務体制等の改善

⑨ メリハリのある働き方のルール化

現在、各学校においては、業務改善の推進に向けた具体的な取組として、学校ごとに「最終退校時刻」や「ノー残業デー」等を設定しています。今後、市町教育委員会とも連携し、勤務時間を意識した働き方の推進や、年次有給休暇の取得促進の観点から、「時差出勤」「最終退校時刻」「ノー残業デー」「学校閉庁日」等の設定を、全県的に推進していきます。

[具体的取組]

ア 時差出勤の設定

勤務時間を意識した多様な働き方を推進するため、県立学校において、長期休業期間中の「時差出勤」を実施します。公務に支障のない範囲で、事前の申請により勤務開始・終了時刻を通常より30分または1時間、早くする、または遅くすることができることとします。

イ 最終退校時刻の設定

教員の長時間勤務の改善、時間管理の意識を高めしていくため、各学校において「最終退校時刻」を設定します。「最終退校時刻」以降に業務を行う場合には、業務内容や退校予定時刻をあらかじめ管理職に申し出ることとします。(季節や業務の繁閑により設定時刻を変更するなど、状況に応じて取組を進めます。)

ウ ノー残業デーの設定

学校全体での時間外業務時間の削減を推進するため、学校ごとに、月当たり2日以上の「ノー残業デー」(一斉退校日)を設定し、全ての教職員が勤務時間終了後、速やかに退校することとします。部活動休養日と同一日の実施や、中学校区単位で小・中学校が連携するなど、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現をめざします。

エ 学校閉庁日の設定

長期休業中に年次有給休暇等を取得しやすい環境を整備するため、県立学校では、平成30年8月13日(月)から8月15日(水)までの3日間、学校閉庁日を試行実施します。閉庁期間は保護者や外部からの問い合わせや事務室等における窓口業務に対応する者を置かず、原則として課外授業や部活動等の児童生徒の活動は行いません。

※ 上記、アは平成29年度末から本格実施、イ～エは平成30年度を試行実施期間とし、取組の検証、見直しを行い、平成31年度以降に反映していきます。

《スケジュール》

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ア 時差出勤の設定		
本格実施(H29年度末～)		
イ 最終退校時刻の設定 ウ ノー残業デーの設定 エ 学校閉庁日の設定		
試行実施(H30) →検証・見直し	本格実施(H31～)	

柱3. 学校支援人材の活用

⑩ 学校業務支援員の配置

県教育委員会では、平成29年度にモデル地域において、学校の事務的業務を補助する業務アシスタントの活用に係る実践研究に取り組んでおり、今後は、その取組の成果や国の動向等を踏まえ、教員の長時間勤務を改善するために学校業務支援員を配置します。

[具体的取組]

ア 学校業務支援員の配置・支援

長時間勤務の実態が認められる小・中学校に、学校業務支援員を配置する市町教育委員会に対し、必要な支援を行います。

<学校業務支援員の業務内容>

- 印刷等業務
学習プリント、学年・学級だより、会議資料、各種連絡文書の印刷・仕分け 等
- 学習・学級事務業務
提出物の点検、集金・会計の補助、各種作品掲示、教材・教具の準備・片付け 等
- 集計・データ入力等業務
各種データ入力・集計、学習関係のデータ処理、各種資料・簿冊整理 等
- 校務分掌等業務
学校行事等補助、進路事務、保健室業務 等

※ 市町教育委員会は域内の学校業務支援員配置校に対して、効果的な活用方法等の助言を行うとともに、時間外業務時間の削減状況等を基に、配置・活用について検証することとします。

イ 市町教育委員会への情報提供

県教育委員会は、学校業務支援員の効果的な活用事例等を取りまとめ、市町教育委員会へ情報提供するなど、学校業務支援員のより有効的な活用の促進を図ります。

《スケジュール》

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ア 学校業務支援員の配置・支援		
イ 市町教育委員会への情報提供		
◆ 配置・支援、情報提供		
◆ 活用促進		

柱3. 学校支援人材の活用

⑪ 地域連携活動支援員の配置

地域連携活動の充実により、地域住民等との連絡・調整等の業務が増加している現状があります。「やまぐち型地域連携教育」の一層の充実を図るとともに、学校の地域連携活動に係る業務の負担を軽減するために地域連携活動支援員を配置します。

[具体的取組]

ア 地域連携活動支援員の配置・支援

学校が行う地域と連携した取組に係る業務を担当する地域連携活動支援員を、モデル中学校区に配置する市町教育委員会に対し、必要な支援を行います。

＜地域連携活動支援員の業務内容＞

- 学校運営協議会の運営補助(委員との連絡・調整、会議資料の作成、会場の準備、市町教委への報告書作成 等)
- コミュニティ・スクールに係る来校者や関係機関等との対応窓口
- コミュニティルームの管理
- 学校支援及び地域貢献活動における外部(地域コーディネーター)との連絡・調整
- 地域住民や関係機関等への広報・啓発(CSだよりの作成・配布、HPの更新)

※ 市町教育委員会は、地域連携活動支援員の配置により管内学校の地域連携教育活動が充実し、業務改善につながった事例等を取りまとめます。

イ 市町教育委員会への情報提供

県教育委員会は、地域連携活動支援員の配置により地域連携活動が充実した好事例を取りまとめ、市町教育委員会へ情報提供するなど、地域連携活動支援員のより有効的な活用の促進を図ります。

《スケジュール》

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ア 地域連携活動支援員の配置・支援		
イ 市町教育委員会への情報提供		

柱3. 学校支援人材の活用

⑫ 部活動指導員の配置

県教育委員会では、平成29年度にモデル地域等において、部活動指導員の活用に係る実践研究に取り組んでおり、今後は、その取組の成果や国の動向等を踏まえ、部活動指導員の計画的な配置を進めることにより、部活動に係る教員の負担を軽減します。

[具体的取組]

ア 部活動指導員の配置・支援

適切な休養日や活動時間の設定など部活動の適正化を進めている学校を対象に、部活動指導員を配置し、配置校における部活動指導体制の充実を図るとともに、部活動に係る教員の負担軽減を図ります。また、部活動指導員を配置する市町教育委員会に対し、必要な支援を行います。

＜部活動指導員の業務内容（学校長の管理下）＞

- 専門的技術指導
- 大会等の生徒引率
- 該当部活動の担当教員との連絡・調整 等

※ 県及び市町教育委員会は、域内の部活動指導員配置校に対して、効果的な活用方法等の助言を行うとともに、時間外業務時間の削減状況等を基に、取組の検証を行います。また、部活動指導員の効果的な活用事例等を取りまとめ、活用の促進を図ります。

イ 部活動指導員の人材確保・育成

地域の人材や各種団体との円滑な連携を図りながら、部活動指導員や外部指導者等の配置促進を着実に進めるとともに、部活動指導員等の資質向上に向けた研修の充実、受講の促進を図ります。

ウ 学校体育団体等への要請

部活動指導員による単独での生徒引率を可能にするために、学校体育団体等の引率規程の改正を要請します。

《スケジュール》

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ア 部活動指導員の配置・支援		
配置・支援 → 検証・改善	配置・支援の拡充	
イ 部活動指導員の人材確保・育成		
研修会の開催		
ウ 学校体育団体等への要請		
引率規程改正の要請		

柱3. 学校支援人材の活用

⑬ 地域連携教育アドバイザーの活用

「学校における働き方改革」を実現するには、これまで掲げた取組を着実に実施するとともに、本県が推進する「やまぐち型地域連携教育」による学校・家庭・地域が連携・協働する取組を充実していくことが大切です。このため、全市町に配置する地域連携教育アドバイザーを活用して、コミュニティ・スクールや「地域協育ネット」の仕組みを生かし、学校運営・学校教育の質の向上を図ることで、学校における働き方改革を推進します。

[具体的取組]

ア 地域連携教育アドバイザーによる助言・支援

各学校において、コミュニティ・スクールや「地域協育ネット」の取組の充実に向けた助言・支援に取り組みます。

特に、学校における働き方改革の加速化に向けては、主に学校・家庭・地域の連携・協働による学校課題の解決や、地域のネットワークを生かし、より多くの地域住民や保護者の参画による教育支援活動の充実に向けた取組を一層推進します。

＜地域連携教育アドバイザーの業務内容＞

- 学校訪問による管理職等への助言・支援
- 学校運営協議会、小・中学校合同の学校運営協議会への参加及び助言・支援
- 学校間連携、社会教育団体等との連携促進
- 地域研修会の企画・運営及び助言・講話
- 教職員・地域住民への好事例の紹介、CSだよりの作成啓発
- 市町教育委員会との情報共有
- 社会教育主管課と学校教育主管課の連携強化
- 公民館等との連携・行政間連携（教育委員会と首長部局）の促進

イ 市町教育委員会への情報提供

県教育委員会は、「やまぐち型地域連携教育」の充実により、学校・教職員の負担軽減や子どもと向き合う時間の確保につながった好事例等を、市町教育委員会へ情報提供します。

＜スケジュール＞

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ア 地域連携教育アドバイザーによる助言・支援		
助言・支援 好事例等の普及		
イ 市町教育委員会への情報提供		
情報提供		

VII 県教育委員会、市町教育委員会及び学校によるプランの活用

1 県教育委員会

- 本プランに基づく各種取組を積極的に展開し、県立学校における働き方改革を推進します。
- 県立学校における働き方改革が、広く県下の市町立小・中学校においても取り組まれるよう、各市町教育委員会に対して、本プランに基づく取組やその成果を積極的に情報提供するとともに、必要な支援を行います。
- 学校における働き方改革に係る実践研究の成果や実践事例を全県に普及させるとともに、本プランの改善・見直しに反映させ、改革の実効性を高めていきます。

2 市町教育委員会

- 本プランに基づく県教育委員会や他の市町教育委員会の取組等を参考としながら、管内の各小・中学校における働き方改革に向けた主体的な取組を展開します。
- 本プランや国の示すガイドライン等を参考に、推進体制の整備や取組の在り方について検討します。

3 学校

- 本プランの主旨を踏まえ、教育委員会から助言・支援を受けながら、全教職員の共通理解の下、各学校の実情に応じた働き方改革の着実な推進を図ります。
- 学校評価に働き方改革（業務改善）の項目を明確に位置付け、外部からの助言・評価を踏まえ、取組の改善・充実を図ります。
- 具体的な取組に当たっては、「業務改善取組リスト」による点検・評価を活用しながら取組の実効性を高めます。

VIII 進行管理

- プランに掲げる各取組の着実な実行を図るため、「学校における働き方改革推進室」を中心として、毎年度、取組の検証を行い、次年度以降の展開に反映させます。
- 社会経済情勢の変化や学校現場の実態・ニーズ、さらには国の動向等を踏まえ、必要に応じてプランの見直しを行います。